

# プロポーザル説明書

## 1 プロポーザルの目的

札幌市都市局建築部が発注する工事に係る設計業務を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とします。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

（仮称）伏古本町・札幌地区再編小学校新築ほか工事に係る建築設計

（（仮称）伏古本町・札幌地区再編小学校新築ほか工事基本・実施設計）

### (2) 背景等

札幌市立伏古小学校は、昭和54年度に開校し、昭和58年度に児童数が1,298人(32学級)となりピークを迎えました。また、増加する児童数に対応するために伏古小学校の通学区域を再編し、昭和61年度に札幌市立東苗穂小学校を開校、東苗穂小学校は平成7年度に児童数452人(14学級)となりピークを迎えました。しかし、伏古小学校と東苗穂小学校は、ピークを迎えて以降、少子化の影響により、児童数が減少傾向にあり、「学校の小規模化」が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、伏古本町・札幌地区に保護者や地域の代表者、学校関係者で組織される「学校配置検討委員会」を令和5年2月から令和6年10月まで設置し、子どもたちにより良い教育環境を提供するための検討を行ってきました。検討の結果、当初札幌市が提示した取組案のとおり、伏古小学校敷地において伏古小学校と東苗穂小学校を再編し、新設校を設置することで協議は終了しています。

再編により小規模化から生じる課題を解決するとともに、建設から46年が経過し老朽化が進んでいる伏古小学校校舎を解体し、再編小学校を新築することにより、学校教育環境の改善を目指し、令和9年度以降の工事着手に向けて基本・実施設計及び既存施設の解体設計を行うものです。

### (3) 計画地の概要

ア 所在地 札幌市東区伏古8条5丁目2-1

イ 敷地面積 13,170 m<sup>2</sup>

#### ウ 地域地区等

用途地域	第二種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
防火地域	指定なし
日影規制	3時間・2時間
高度地区	33m高度地区
その他	景観計画区域、埋蔵文化財の包蔵地外、都市ガス供給エリア

#### (4) 建築計画

##### ア 施設規模の概要

(ア) 校舎棟 : 延べ面積 約 6,800 m<sup>2</sup>  
(うち給食室約 350 m<sup>2</sup>、児童会館約 450 m<sup>2</sup>(※))

※天井高 6 m以上の軽運動可能な多目的ホール約 150 m<sup>2</sup>を含む。

(イ) 屋内運動場棟 : 延べ面積 約 1,300 m<sup>2</sup>(うち体育館開放用施設約 110 m<sup>2</sup>)

##### イ 留意事項

(ア) 校舎棟は延べ面積で 700 m<sup>2</sup>程度の増築スペースを確保した計画とします。

(イ) 仮設校舎は使用しない計画とします。

(ウ) 本プロポーザルにおいては、プール施設は解体を行う計画とします。

##### ウ 概算事業費(予定)

約 46 億円(校舎等建設/解体/グラウンド造成)

基本・実施設計業務に係る事業費: 建築 約 8,100 万円、設備 約 3,200 万円

##### エ 想定スケジュール

令和 7～9 年度(2025～2027 年度)～ 基本・実施設計

令和 9 年度(2027 年度)～ 工事

#### (5) 設計の進め方

ア 「(仮称)伏古本町・札幌地区再編小学校新築等基本計画」に基づき設計を進めるものとします。

イ 配置、平面計画については、複数案を比較し、検討を進めるものとします。

ウ 施設管理者、児童、PTA、教職員及び地域住民の意見を踏まえ、協議・調整を行いながら設計を進めるものとします。

エ 基本設計時に札幌市と ZEB 化に向けた検討を行い、その可能性に応じて設計を進めるものとします。

オ 業務内容の詳細については、業務発注時に示す「設計業務委託設計書」によるものとします。

### 3 参加資格

---

#### (1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たしている者とします。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出までに令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。

- ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、本社、本店が札幌市内にあること。
  - カ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、一棟の延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上（既存部分の床面積を除く。）の令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第七号（幼稚園を除く。）又は第八号の用途に供する建築物の新築、増築、改築のいずれかに係る実施設計業務（平成 27 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいる建築設計に限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請としての履行実績を有すること。
  - キ (2)に掲げる業務従事者を配置できること。
- (2) 業務従事者の資格等
- ア 建築設計
    - (ア) 総括責任者・主任技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
    - (イ) 総括責任者とは、常に業務の進捗を把握し総括する役割を担い、「札幌市委託業務契約約款（建築設計）」における主任設計者にあたる者とする。
    - (ウ) 主任技術者とは、総括責任者の下で主に意匠業務全般を担う者とする。
  - イ 総括責任者と主任技術者は、参加表明する所属組織と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - ウ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

(3) 重複してプロポーザルに参加する場合

参加及び審査については別紙「公示文」の「3 重複してプロポーザルに参加する場合について」を参照してください。

#### 4 日程について

---

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 質問書の提出期限         | 令和 7 年 1 月 21 日（火）17 時 15 分 |
| (2) 質問書に対する回答        | 令和 7 年 1 月 29 日（水）発送予定      |
| (3) 参加表明書・技術提案書の提出期限 | 令和 7 年 2 月 12 日（水）17 時 15 分 |
| (4) 選定委員会開催日         | 令和 7 年 3 月 10 日（月）          |
| ※ヒアリングは実施しません        |                             |
| (5) 設計者の選定等通知        | 令和 7 年 3 月 11 日（火）発送予定      |

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (6) 評価内容等に関する質問書の提出期限  | 令和7年3月19日(水)17時15分 |
| (7) 評価内容等に関する質問書に対する回答 | 令和7年3月28日(金)発送予定   |

## 5 質問書の提出及び回答について

---

- (1) 本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(様式1)に記載し、提出期限までに「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局へ電子メール、郵送、FAX 又は持参にて提出してください。なお、質問書は複数枚の提出となっても差し支えありません。
- (2) 口頭による質問は受け付けておりません。
- (3) 質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱います。

## 6 参加表明書・技術提案書について

---

### (1) 参加手続きについて

- ア 参加者は、参加表明書(様式2)及び技術提案書(様式3)各1部を、提出期限までに「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局へ持参又は郵送等(書留郵便等配達状況を確認できるものに限り、提出期限必着とする。)により提出してください。FAX 及び電子メールでの提出は受け付けておりません。
- イ 技術提案書は、別紙「技術提案書作成要領」に基づき作成してください。
- ウ 提案項目は「7 提案内容について」のとおりです。
- エ 原則、提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めませんが、担当部局から追加資料を求める場合があります。

### (2) 提出書類について

- ア 技術提案書の著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。
- イ 提出された技術提案書は非公開とします。
- ウ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

## 7 提案内容について

---

(仮称)伏古本町・札幌地区再編小学校新築ほか工事に係る建築設計のプロポーザルにおいて、求める提案項目は次のとおりです。

- (1) 快適な学習空間の創出及び効率的な施設運営を実現するための建築計画について
- (2) 将来の機能拡充・用途転用・設備更新の容易性など、長寿命化への対応について
- (3) 建築的手法による環境負荷低減の考え方について
- (4) その他独自提案について(当該業務を実施するに当たり重要と考えられる視点等)

## 8 審査及び設計者の選定について

審査は、都市局建築部に設置される「建築部プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において非公開で行います。

### (1) 選定委員会の構成（5名）

- 委員長： 都築 一雪 （都市局 建築部長）  
 委員： 岩澤 浩一 （北海道科学大学 教授）  
 委員： 齋藤 健 （都市局建築部 設備担当部長）  
 委員： 池田 秀利 （教育委員会生涯学習部 学校支援担当部長）  
 委員： 片岡 みなこ （都市局建築部建築工事課 工事担当課長）

### (2) 審査

ア 参加表明書・技術提案書を期限までに提出した者を対象に、提出された技術提案書を「(3) 評価基準」に基づいて審査し、各委員が1位と評価した数が最も多く、かつ、各委員の評価点の合計が基準点※を超える者を設計者として選定します。ただし、各委員が1位と評価した数が同数の場合、1位の者の内、各委員の評価点の合計が高い者を設計者として選定します。

※ 基準点は、各委員の配点の合計に6/10を乗じた点数とします。

イ 選定した設計者を除いて再度、上記の方法で順位づけし、各委員の評価点の合計が基準点を超える者を5位まで選定します。

ウ 参加者が1者で、各委員の評価点の合計が基準点を超える場合は、当該参加者を設計者として選定します。

### (3) 評価基準

技術提案書の評価基準は下表のとおりです。

業務の実施体制【10点】		
評価項目		配点
過去の業務成績	別紙「技術提案書作成要領 3(1)」の平均値が75点以上	1
保険の加入状況	賠償責任保険に加入	1
総括責任者		
保有資格	別紙「技術提案書作成要領 3(3)ウ」に記載の資格を2個以上保有	1
手持ち業務	令和7年4月以降も携わる1千万円以上（税抜）の設計業務の保有数が2件未満	1
CPD取得数	別紙「技術提案書作成要領 3(3)オ」の条件に該当	1
業務実績	別紙「技術提案書作成要領 3(3)カ」の条件に該当	1
主任技術者		
(総括責任者に同じ)		4

業務の実施方針【10点】		
評価項目	配点	
業務への取組体制・姿勢、法令チェック体制、設計チームの特徴、その他	10	
提案内容に対する評価【100点】		
評価項目	配点	
的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	提案項目1	40
	提案項目2	20
	提案項目3	20
	提案項目4	20
合計	120	

#### (4) 失格要件

以下の条件のいずれかに該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となる場合があります。

ア 技術提案書に虚偽の記載がある場合

イ 選定中に、技術提案書に記載された業務従事者が従事できないことが明らかになった場合

ウ 選定後に、技術提案書に記載された業務従事者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き従事できないことが明らかになった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 選定中に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた、会社更生法による更生手続開始の申立てがなされた又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合

カ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

#### 9 設計者の選定通知等

(1) 審査の結果は、参加者全員に文書により通知します。また、選定結果及び全ての参加者名は、審査終了後ホームページにて公表します。

(2) 設計者の選定の通知後、評価に関する質問がある場合は、評価内容等に関する質問書（様式4）の提出期限までに「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局に電子メール、郵送、FAX又は持参にて提出してください。

(3) 口頭による質問は受け付けておりません。

(4) 質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答します。

## 10 業務委託について

---

- (1) 基本・実施設計業務は令和7～9年度（2025～2027年度）に実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合があります。
- (2) 選定された設計者に対しては、原則として当該業務の設計を委託するものとします（委託業務に係る契約手続きは財政局管財部で実施）。
- (3) 設計者の選定から契約までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた、会社更生法による更生手続開始の申立てがなされた又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は契約を行わないことがあります。
- (4) 選定された設計者と契約が成立しない場合は、設計者選定後に5位まで再選定した者のうち、最上位の者から契約の交渉を行うものとします。
- (5) 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。
- (6) 受託者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。
- (7) 本業務を受託する設計者等（再委託先の設計者等を含む。以下同じ。）及び当該設計者等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできません。

## 11 留意事項

---

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2) 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- (3) 「8 審査及び設計者の選定について(4)」に記載する失格要件に該当した場合、本市が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- (4) 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立入り等は禁止します。

## 12 参考資料

---

以下の参考資料を、(1)については札幌市都市局建築部のホームページにて公開し、(2)から(5)については令和7年2月12日(水)まで「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局の窓口で配布します。なお、郵送等による配布も行いますので、ご希望の方はご連絡ください。

- (1) (仮称)伏古本町・札幌地区再編小学校新築等基本計画
- (2) (仮称)伏古本町・札幌地区再編小学校新築等基本計画 別添資料「札幌市小・中学校施設整備基本指針」
- (3) 既存施設の配置図
- (4) 既存施設の平面図
- (5) 近隣の地質調査データ

## 13 提出・お問い合わせ先

---

- (1) 担当部局

札幌市都市局建築部建築保全課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL : 011-211-2816 FAX : 011-218-5142

E-mail : kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp

(E-mailについては、質問書及び評価内容等に関する質問書の提出のみ受付)

- (2) 事務等取扱い日時

土、日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。